

## 久留米市公告第197号

### 公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

久留米市電子図書館システム導入・運用業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年7月26日

久留米市長

#### 1. 業務の概要

##### (1) 業務名

久留米市電子図書館システム導入・運用業務

##### (2) 業務の目的

非来館型サービスとして、パソコン等を用いて時間や場所に制限されることなく電子書籍の貸出・閲覧・返却ができる環境を整備し、利用者の利便性を高め、児童・生徒等の読書活動を推進するため久留米市電子図書館システムを導入する。

また、本業務は、久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町で構成する「久留米広域連携中枢都市圏」が共同で利用することを目的とし、その基幹となる電子図書館システムの導入及びその維持管理を行うものである。

##### (3) 業務内容

別紙「久留米市電子図書館システム導入・運用業務調達仕様書」（以下「調達仕様書」という。）のとおり。（市ホームページからダウンロード可）

なお、本プロポーザルに伴い締結する契約は、「①久留米市電子図書館システム導入・運用業務」「②久留米市電子図書館システムにおける電子書籍権利等の使用」とする。

##### (4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで。ただし、稼働開始は令和6年3月下旬とする。

##### (5) 業務場所

久留米市が指定する場所

#### 2. 提案上限額

記載金額には、消費税及び地方消費税を含まない

| 業務内容（業務名）  | 提案上限額  |
|--|--|
| ① 久留米市電子図書館システム導入・運用業務<br>※令和6年度以降も継続する場合は、「久留米市電子図書館システム運用業務」とする。 | 令和5年度 700,000円<br>令和6～10年度 180,000円（月額）（60か月総額は10,800,000円）      |
| ② 久留米市電子図書館システムにおける電子書籍権利等の使用                                      | 令和5年度 37,000,000円<br>令和6～10年度 1,680,000円（各年度）（5か年度総額は8,400,000円） |

※令和6年度から令和10年度までの金額は予定価格を示すものではなく、提案規模を示

すものであることに留意すること。なお、見積金額は各項目及び内訳の提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない。）を超えないこと。

### 3. 参加資格

1の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という）に参加することができるものは、企画提案書の提出締め切り時点において、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ① 平成30年4月から令和5年6月末までの間に、国内自治体（都道府県又は市区町村）へ電子図書館サービスの導入稼働実績があること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- ③ 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ⑤ 福岡県内（委任先が福岡県内の場合を含む）の参加申込者の場合は所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
  - ・久留米市内：県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
  - ・久留米市以外の福岡県内：県税
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

### 4. 選考方法

上記3の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションを行い、その内容を久留米市電子図書館システム導入・運用業務プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行う。

### 5. 応募手続等

#### (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒839-0862 久留米市野中町 970-1

市民文化部 中央図書館（担当 野中、前田）

電話：0942-38-7116 FAX：0942-38-7183

メールアドレス：library@city.kurume.lg.jp

#### (2) 実施要項等の交付

実施要項、調達仕様書等の資料の交付については、次のとおりとする。

① 交付期間

令和5年7月26日（水）から 令和5年8月8日（火）（月曜日を除く）までの午前10時00分から午後4時15分まで

② 交付場所

上記5(1)に同じ。（市ホームページでもダウンロード可）

(3) 実施要項等に対する質問期限及び回答

① 質問方法

質問書（様式第1号）を添付した電子メールで行い、着信確認の電話連絡をすること。

② 質問期限

令和5年8月8日（火）16時まで必着

③ 回答方法

令和5年8月16日（水）までに、質問書に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。なお、ホームページに掲載する質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正として取り扱う。

(4) 参加申込の手続き

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を各1部提出すること。なお、エ、オは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

ア 参加申込書（様式第2号）

イ 参加資格に係る申立書（様式第3号）

ウ 平成30年度以降における提案システムの稼働済導入自治体一覧（様式第4号）

エ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）

オ 納税（滞納なし）証明書（下記参照）

カ 役員等調書及び照会承諾書（様式第5号）

キ 委任状（様式第6号）（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

ク 使用印鑑届（様式第7号）

※本市の名簿登録者の場合、エ、オ、カ、キ、クは不要。

[納税等証明書]

参加手続き等権限を委任する場合、所在地区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

| 所在地区分      | 税区分  |                    | 納税等証明書                 |                        |
|------------|------|--------------------|------------------------|------------------------|
|            |      | 税目                 | 法人                     | 個人                     |
| 市外<br>(県外) | 国税等  | 法人税、所得税、消費税及び地方消費税 | 国税に未納がない証明（納税証明書その3の3） | 国税に未納がない証明（納税証明書その3の2） |
| 市外<br>(県内) | 福岡県税 | 法人事業税、個人事業税        | 福岡県税に未納がない証明           | 福岡県税に未納がない証明           |

|    |       |                        |               |                        |
|----|-------|------------------------|---------------|------------------------|
| 市内 | 久留米市税 | 法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税 | 久留米市税に滞納がない証明 | 久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明 |
|    | 久留米国保 | 国民健康保険                 | —             |                        |

(例 1 : 市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例 2 : 県外の営業所・法人の場合、「国税等」の証明を提出)

② 提出方法及び期限

ア 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること

イ 提出期限

令和 5 年 7 月 26 日 (水) から 令和 5 年 8 月 22 日 (火)

(月曜日を除く。郵便の場合は必着) までの午前 10 時 00 分から午後 4 時 15 分まで

③ 提出先

上記 5 (1)に同じ。

(5)資格審査結果通知

参加申し込みを行った事業者に対し、資格審査の結果通知を行う。

通知日 令和 5 年 9 月 1 日 (金) 【予定】

(6)企画提案書等の提出

① 提出書類 副本は会社名及び会社のロゴ等を除く。

ア 企画提案書 (様式第 8 号) (正 1 部、副 6 部)

イ 価格提案書 (様式第 9 号) 1 部

ウ 提供可能コンテンツ数 (様式第 10 号) 1 部

エ 令和 2 ~ 4 年度分野別導入上位リスト (様式第 11 号-1~3) (正 1 部 副 6 部)

オ 令和 2 ~ 4 年度分野別貸出上位リスト (様式第 12 号-1~3) (正 1 部 副 6 部)

カ 提供可能コンテンツ全件リスト (様式第 13 号) 1 部

キ 機能仕様証明書 (別紙 1) 1 部

また、併せてすべての資料の電子データを DVD-R に格納し 1 枚提出すること。(ウ、エ、オ、カ、キは Excel のファイル形式とすること)

② 提出方法及び期限

ア 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること

イ 提出期限

令和 5 年 9 月 1 日 (金) から令和 5 年 9 月 6 日 (水)

(月曜日を除く。郵便の場合は必着) までの午前 10 時 00 分から午後 4 時 15 分まで

③ 提出先

上記 5 (1)に同じ。

(7) 企画提案に係るプレゼンテーション

実施日 令和5年9月19日(火) 【予定】

(参加者の数によっては実施日、実施内容等を変更することがある。実施日、実施内容も含め、企画提案書を提出した者に対して別途通知する。)

(8) 審査結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、審査結果を通知する。

(9) 失格となる場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、又は提出書類に不備があった場合(軽微なものを除く)

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合(軽微なものを除く)

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

カ 価格提案書の金額が3. 提案上限額の各項目及びその内訳を超過した場合

6. その他

詳細は、実施要項、調達仕様書等によるため、参加希望者は必ず確認すること。